

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 薬科大学
令和3年度4月～7月分 必要に応じて令和2年度分
- 3 監査の着眼点 令和3年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和3年8月31日～令和3年10月13日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、令和3年度化学構造式描画ソフトウェアライセンス使用料について、令和3年4月1日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和3年6月24日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、庶務会計課が備品管理システムに記録している備品について、所在を確認できないものがあった。

ウ 岐阜市会計規則第32条第1項は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であること等を調査し、直ちにこれを調定しなけれ

ばならない旨規定している。

しかしながら、駐車場使用料について、納入義務が発生していないにもかかわらず、調定していたものがあつた。

エ 岐阜市物品管理規則第 14 条は、「物品取扱員は、物品の納入があつたときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、教務厚生課では、物品の納入があつたとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあつた。

今後は、岐阜市予算規則、岐阜市物品管理規則及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。